

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 海南市 (都道府県: 和歌山県)

本事業の担当部局名 くらし部 子育て推進課

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)						
個別事業名	海南市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 5 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	10,800,000		円				
自治体における少子化対策の全体像及びその位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 本市では、婚姻数が2014年まで200件台を維持していたが、その後大幅に減少し2022年には125件と最小となっている。また、国勢調査の数値によると、ほぼすべての年代で有配偶者率が低下していることがわかる。同じく未婚率と合計特殊出生率との関係を見ても、未婚率が高いほど合計特殊出生率が低くなり、2022年では、全国平均を下回る1.08まで低下している。このため数値を回復させ、維持・上昇させていく必要がある。 少子化対策として、2021年度から結婚サポートセンター事業に取り組んでいるが、2023年度で終了するため新たな結婚を促進する施策を画策し、結婚新生活支援と併せて、本市の婚姻数の増加及び出生数、合計特殊出生率の増加への切れ目のない支援施策を実施する必要がある。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞ ※全事業共通 当年度は少子化対策実施事業として結婚新生活支援事業を実施し、結婚後の住宅賃借費用、引越費用及び住宅取得費用について支援することで本市における新生活のスタートをサポートする。 ＜本個別事業の位置付け＞ 本市では令和2年に策定した「第2期海南市人口ビジョン、海南市総合戦略」において、下記項目に取り組むことで転出抑制、転入促進、合計特殊出生率の上昇を目指す。将来の方向として事業を行っている。 ・基本目標1 安定した雇用を創出する ・基本目標2 海南市への新しいひとの流れをつくる ・基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ・基本目標4 時代に合った地域をつくる 本事業は、上記基本目標3の達成を目指すための一つの取り組みとなる。</p>						
個別事業の内容	1. 概要						
	【補助対象要件】						
	・所得要件	<input type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 所得要件を設けない ※要件緩和分は自治体単費にて実施			
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】						
	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 住宅取得の場合、上限額を90万円に設定			
39歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合 住宅取得の場合、上限額を80万円に設定				
【対象費目】							
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】							
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有							
※(注)3 【その他独自要件】							

2. 申請見込

①新規世帯見込	23	世帯	②継続世帯見込	4	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	13	世帯		
	その他	10	世帯		

【世帯数積算根拠】

29歳以下:13世帯(見込数)×60万円(補助上限額)=7,800千円
 30歳以上39歳以下:10世帯(見込数)×30万円(補助上限額)=3,000千円
 上記見込数は、市民課より対象婚姻者のうち55件程度が本市に住民票を置く世帯であることを確認。税務課にて市民の所得分布情報を確認。令和5年度実施状況等を勘案し国費対象世帯数を算定。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	18 世帯
～12月(実績)	12 世帯
1月～3月(見込)	6 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>	
(29歳以下)	13 世帯 × 600,000 円 = 7,800,000 円
(その他)	10 世帯 × 300,000 円 = 3,000,000 円
	(継続補助)

<積算>
左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

広報紙・ホームページへの掲載、婚姻届受理窓口、公共施設等でのチラシ等の配布に加え、不動産事業者等でのチラシの配布などの広報を行っていく。

KPI項目	単位	目標値	現状値
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通			
項目		直近の実績	
合計特殊出生率		1.08 (令和4年)	
婚姻件数		125 (令和4年)	
婚姻率		2.63 (令和4年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6			
KPI項目	単位	目標値	現状値
事業内容番号	項目		
	(アウトプット)		
1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	50	27
	(アウトカム)		
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	50	46
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	50	92
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7 和歌山県の公共施設等でのチラシの配布やホームページでの広報を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8 民間不動産事業者等でのチラシの配布などにより、広く対象世帯に情報を提供する。			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 - ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 - ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 - ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 - ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。